

新潟市職員退職手当支給条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第25号

新潟市職員退職手当支給条例施行規則等の一部を改正する規則

(新潟市職員退職手当支給条例施行規則の一部改正)

第1条 新潟市職員退職手当支給条例施行規則(昭和25年新潟市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

第5条の3第1項中「第4条の5」を「第4条の6」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

(条例第8条第10項第2号の規則で定める者)

第15条の2 条例第8条第10項第2号アの規則で定める者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 雇用保険法第24条の2第1項第1号に掲げる者に相当する者 退職職員(退職した条例第2条第1項に規定する職員(同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。)をいう。以下この項において同じ。)であつて、同法第24条の2第1項第1号に掲げる者に該当するもの
- (2) 雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた市の事務又は事業を雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に該当するもの
- (3) 雇用保険法第24条の2第1項第3号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた市の事務又は事業を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたなら

ば同法第24条の2第1項第3号に掲げる者に該当するもの

2 条例第8条第10項第2号イの規則で定める者は、前項第2号に定める者とする。

様式第1中

「 (本人死亡の場合は、本人との続
(柄及び氏名並びに遺族が2人以
(上のときはその総代者の印)) 」 を 「 (本人死亡の場合は、本人との続
(柄及び氏名)) 」 に改

め、「備考 遺族が2人以上の場合は、総代者選定届を添付のこと。」を削る。

様式第2中

「 (本人死亡の場合は、そ
の遺族又は遺族総代者) 」 を 「 (本人死亡の場合は、そ
の遺族) 」 に改める。

様式第6 (その1) 中

「

受 講 手 当	日額	円	月	日	支給 開始
特 定 職 種 受 講 手 当	月額	円	月	日	支給 開始
通 所 手 当	月額	円	月	日	支給 開始

を

」

「

受 講 手 当	日額	円	月	日	支給 開始
通 所 手 当	月額	円	月	日	支給 開始

に改める。

」

様式第12 (表面) 中

「

末日	年 月 日		
	特定職種 受講日数		寄宿日数

を

」

「

末日	年 月 日		
		寄宿日数	

に改める。

」

様式第14の2（表面）中「に、安定所」の次に「，地方公共団体」を加え，同様式（裏面）中「就業手当等」を「就業手当に相当する退職手当等」に，「就業手当の」を「就業手当に相当する退職手当の」に改め，「なお」の次に「，「地方公共団体」とは，職業安定法の規定に基づき職業紹介事業を行う地方公共団体のことをいい」を加える。

様式第16を次のように改める。

氏名		住所		受給資格証番号	
① 申請者	氏名	住所	受給資格証番号		
	移転前の住所又は居所	移転後の住所又は居所			
② 就職先の事業所	所在地				
③ 就職決定年月日	年月日	※雇用期間			
④ 受講する公共職業訓練等の施設	所在地				
⑤ 特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介による就職の場合、その所在地及び名称	所在地				
⑥ 受講指示年月日	年月日	⑦ 受講開始年月日	年月日	⑧ 受講終了予定日	年月日
⑨ 移転開始予定年月日	年月日	⑩ 乗車(船)の場所(出発空港)	年月日	⑪ 下車(船)の場所(到着空港)	年月日
⑫ 移転する者の氏名	⑬ 生年月日	⑭ 続柄			
本					
家					
族					
※ 合計					
※ 就職先の事業主から支給される就職支度費の額					
※ 差引支給額					
職員退職手当支給条例施行規則第25条第1項の規定により上記のとおり移転費に相当する退職手当の支給を申請します。					
年 月 日					
(宛先) 任命権者					
			申請者氏名 印		

(裏面)

注 意 事 項

- 1 この申請書は、移転の日の翌日から起算して1か月以内に、任命権者に提出すること。
- 2 この申請書には、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えて提出すること。
- 3 就職するために移転する場合には、④欄及び⑥欄から⑧欄までは記載しないこと。
- 4 公共職業安定所の紹介による就職をするために移転する場合には、⑤欄は記載しないこと。
- 5 公共職業訓練等を受講するために移転する場合には、②欄、③欄及び⑤欄は記載しないこと。
- 6 ⑨欄には、移転のために出発する予定年月日を記載すること。
- 7 ⑫の家族欄には、随伴する同居の親族のうち申請者の収入によつて生計を維持している者について記載すること。この場合には、その事実を証明することができる書類を添えること。
- 8 ※印欄には記載しないこと。

様式第 17 中

「

※公共職業安定所記載欄	区 間	鉄 道 賃				船 賃		車 賃		宿 泊 料 (円)	計 (円)	鉄道距離換算キロ数 (キロメートル)
		距離 (キロメートル)	運 賃 (円)	急行料金 (円)	計	距離 (キロメートル)	運 賃 (円)	距離 (キロメートル)	支給額 (円)			
										求人者から支給される広域求職活動に要する費用の額	円	
										差 引 支 給 額	円	

を

」

「

※公共職業安定所記載欄	区 間	鉄 道 賃				船 賃		航 空 賃		車 賃		宿 泊 料 (円)	計 (円)	鉄道距離換算キロ数 (キロメートル)
		距離 (キロメートル)	運 賃 (円)	急行料金 (円)	計	距離 (キロメートル)	運 賃 (円)	距離 (キロメートル)	運 賃 (円)	距離 (キロメートル)	支給額 (円)			
合計										求人者から支給される広域求職活動に要する費用の額	円			
										差 引 支 給 額	円			

に

」

改める。

様式第 17 の 2 (裏面) 中「短期訓練受講費」を「求職活動支援費 (短期訓練受講費) に相当する退職手当」に改める。

様式第 17 の 3 (裏面) 中「求職活動関係役務利用費))」を「求職活動支援費 (求職活動関係役務利用費) に相当する退職手当))」に、「求職活動支援費 (求職活動関係役務利用費) 支給申請書」を「求職活動支援費 (求職活動関係役務利用費) に相当する退職手当支給申請書」に、「求職活動関係役務利用費の」を「求職活動支援費 (求職活動関係役務利用費) に相当する退職手当の」に改める。

(新潟市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則の一部改正)

第 2 条 新潟市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関す

る規則（平成18年新潟市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第1条中「，第3条第2項」を削る。

第2条中「第7条の3第1項」を「第8条第1項」に改める。

第3条を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第1条の規定 公布の日

（2） 第2条の規定 平成30年4月1日

（経過措置）

2 この規則の施行（前項第1号に掲げる改正規定の施行をいう。次項において同じ。）

の前に第1条の規定による改正前の新潟市職員退職手当支給条例施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定により提出し、又は交付された請求書、申請書その他の文書は、第1条の規定による改正後の新潟市職員退職手当支給条例施行規則の規定により提出し、又は交付された請求書、申請書その他の文書とみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧規則の規定による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。